

令和7年10月6日

各 部 室 か い 長 様

財政部長 笹 田 泰 生

令和8年度予算編成方針について

1 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2025」によると、我が国の経済は現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めており、米国の関税措置などのリスクに対応しつつ、「賃上げこそが成長戦略の要」として、国民の所得と経済全体の生産性向上を目指すとし、地方行財政基盤の強化については、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくため、市町村間の連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用を進める取組などを推進するとされています。

また、本基本方針等を踏まえた、総務省の令和8年度概算要求においては、地方の歳出水準について、「一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」するものの、「経済・物価動向、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で必要な調整を行う」とされています。

こうした国の経済成長傾向を受け、本市においても歳出の増傾向が見込まれるため、引き続き地方財政計画等の動向を注視しながら、歳出に見合う財源をしっかりと確保していく必要があります。

2 本市の財政状況と見通し

本市の財政状況は、令和6年度決算では、財政調整基金の残高については前年度並みを確保することができましたが、決算時に同基金からの繰入れを要するなど、前年度よりも財政状況が悪化する結果となりました。これは、市税や交付税などの歳入が増加しましたが、歳出では、これまでと同様に事業の厳選や財源の確保に継続して取り組んだものの、賃金の上昇や物価高騰による経費増、給与改定や退職手当による給与費増などがあり、歳出が歳入よりも大幅に増加したことによるものです。

自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、令和6年度では0.469(3か年平均)であり、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存する状況にあることや、経常収支比率は95.0%と、90%を超える高い状況が続いており、政策的な事業の実施に使うことのできる財源が少なく、依然として硬直した財政構造となっています。

また、令和7年度の当初予算では、令和6年度と同規模の財政調整基金からの繰入れにより収支均衡予算を編成している状況にあり、現時点では、令和8年度以降においても人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出増が見込まれ、その後もこの傾向は当面続くものと想定されます。

本市はこれまでも、当初予算において財政調整基金からの繰入れにより収支均衡予算を編成している状況にありましたが、今後は更に歳出増加傾向が続き、財政運営が厳しくなることが見込まれます。

しかし、そのような中にあっても、必要な行政サービスを低下させることなく、多様化・複雑化する行政諸課題への対応や、公共施設の更新などを進めていくためには、これまで以上に、成果・効果を踏まえた事業展開や、業務改善による事務の効率化、より積極的な財源確保の取組等を進める必要があります。

3 予算編成の基本方針

本市の最重要課題である人口減少問題や、多様化・複雑化する行政諸課題を着実に解決へと導く施策を進めるためには、限られた財源の効果的・効率的な配分が必須となります。歳出増要因の拡大が見込まれる中、令和8年度においても、子育て・仕事・移住を柱とした人口対策をはじめ、デジタル技術活用やゼロカーボンの更なる推進に当たっては、予算の重点的な配分の視点を持ち、真に必要な施策を適切なタイミングで実施したいと考えています。

そのためには、あらためて職員一人一人が本市の行政課題・財政状況を深く認識し、前例にとらわれることなく、全ての事務事業について、その必要性を十分に検証し、コスト意識を持って優先順位を洗い直すとともに、創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化を進め、財源を生み出す必要があります。

よって以下の点を基本方針として予算編成に取り組むこととします。

- ① 令和8年度は市長の改選期に当たるが、市長選挙が7月から8月にかけて予定されていることから、基本的には「通年予算」として予算編成を行うため、通年ベースで要求を行うこと。

- ② 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すため、まちづくり6つのテーマや、現在策定作業が進められている、次期「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、事業の構築を行うこと。
- ③ デジタル化の推進による市民サービスの向上、行政事務の効率化や職員の働き方改革の推進に向けて、AIやRPAなどの新たなデジタル技術を積極的に活用する取組について、サービスの向上や業務の改善に資する効果等を十分に踏まえた上で検討すること。
- ④ ゼロカーボンの取組については、市民や事業者を対象とした本市の脱炭素化に資する事業について、これまでの取組を踏まえ、新たに又はステップアップして推進するほか、公共施設において、再生可能エネルギーの活用などにより脱炭素化に資する場合については費用対効果を十分に検討すること。また、いずれの場合においても、国及び北海道の補助制度や補正予算の動向を注視し、財源確保に万全を期すこと。
- ⑤ 各部長はマネジメント能力を発揮し、事業目的や成果目標に合わせてより良い方向性を検討し、目的が達成された事業や民間で対応可能な事業については、関係団体や関係者等と精力的に協議を行うなどにより、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うなど、十分に検討した上で要求すること。なお、原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、事業の新陳代謝により捻出すること。
- ⑥ 新規・拡充事業については、次に示した項目を踏まえ要求すること。
- ア 新規事業は、事業の公益性はもとより、その必要性、緊急性、効果などを十分に検討するとともに、事業の終期あるいは事業の存廃を判断する時期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。
- イ 既存事業の拡充は、これまでの成果を検証するとともに、継続・拡充によって得られる費用対効果を示し要求すること。
- ⑦ 新規・拡充・継続事業にかかわらず、経費の積算については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模や単価等の積算根拠を十分に精査し、所要額を適切に見積もること。

- ⑧ 財源の確保に当たり、国・道支出金については、国・道の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設の補助はもとより、補助制度の変更に的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業選択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かぬよう、十分に留意すること。

また、自主財源等の確保の視点では、ネーミングライツの導入や所管基金の積極的な活用はもとより、民間団体による地方公共団体向けの資金助成なども含め、広く情報を収集し、積極的な歳入確保に努めること。

- ⑨ 令和8年度予算要求に当たっては、別途通知する基本的事項等について、しっかりと踏まえた上で要求すること。